

中央公園除草その他業務仕様書

1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和5年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること

2 業務対象

中央公園除草その他業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙中央公園除草その他業務施行計画表のとおりとする。また、数量は別紙中央公園除草その他業務数量表のとおりとする。

3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

中央公園除草その他業務概要

1 目的

中央公園の公園緑地機能を保つために、除草を行うものである。

2 業務概要

1) 芝草刈

・芝草地

回数：B 基町環境護岸 9,163 m² (4回)

B 基町環境護岸 1,876 m² (4回)

A 二の丸内堀周辺 (4回)

A の芝草地 (4回)

B (うち広高の森は1回) ,C1,C2,C3 の芝草地 (4回)

2) 除草

・植樹帯の抜根除草

回数：A,B (うち広高の森は1回) ,C1,C2,C3,D (3回)

・石垣の抜根除草 (施行箇所図参照)

回数：A 城壁 (2回)、A 内堀壁 (2回)